

府子本第105号  
元文科初第1453号  
子発0210第1号  
令和2年2月10日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

幼保連携型認定こども園の職員等に関する取扱いについては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号 平成26年11月28日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「現行通知」という。）により示しているところですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の改正を受け、今般、幼保連携型認定こども園の職員等に関する取扱いの一部を別紙新旧対照

表のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。

なお、現行通知において、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、一部改正法の施行の日から5年間（令和元年度末まで）に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができることとしていますが、この期間についても、一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末まで）となります。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

FAX：03-3581-2521

別紙

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて 新旧対照表

改正後	現行
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 職員配置について (基準省令第5条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について            一部改正法附則第5条において、施行日から起算して<u>10年間</u>に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。            ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者につ</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 職員配置について (基準省令第5条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について            一部改正法附則第5条において、施行日から起算して<u>5年間</u>に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。            ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者につ</p>

いては幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする（当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない）。

3～5（略）

いては幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする（当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない）。

3～5（略）